

## 第2次 地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 人口減少、少子高齢社会の到来は、近い将来本市を含む地域の医療提供体制に大きな影響を与えることが松阪区域地域医療構想で想定されている。その中で平成29年度には「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会」を設置し、松阪市民病院が地域医療に対してどのような役割を果たしていくべきか、検討を重ねてきた。この委員会による答申を受け、引き続き検討を進めるため、第2次 地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、素案として提言にまとめる。

- (1) 地域医療構想をふまえた松阪市民病院の将来像
- (2) 松阪市民病院の最適な経営形態
- (3) 前2号をふまえた松阪市民病院と他医療機関との医療機能の分化・連携
- (4) その他必要な事項

(委員会)

**第3条** 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- 7 委員会は、原則として公開とする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(報酬及び費用弁償)

**第5条** 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の規定に基づき、予算の定める範囲内で支給する。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、松阪市民病院経営管理課において行う。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附則

この告示は、公表の日から施行する。